

セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(カードの発行)

法人の代表者または個人事業主の方が、本特約とセゾンカード規約(以下「セゾンカード規約」という)(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード特則含む)を承認しセゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)のご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第2条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第3条(追加カード)

セゾンカード規約第1条(カードの発行)(2)を次の通りとします。

(2)本会員のご家族又は本会員が代表者を務める法人の役員もしくは従業員のうち、本会員が、セゾンカード規約及び本特約に基づき生じる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ、本会員の代理人として当社にカード利用のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「追加会員」といい、本会員との総称を「会員」という)に追加カードを発行いたします。この場合、セゾンカード規約における「家族会員」及び「家族カード」は、それぞれ「追加会員」及び「追加カード」と読み替えるものとします。

第4条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは本会員のみ利用できるものとします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。